

会議録（要旨）

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事

(1) やしお生涯楽習館の大規模改修工事 実施設計の概要について
<事務局説明>
事務局より、資料に基づき説明を行った。

<質疑応答>

- やしお生涯楽習館にエレベーターの設置はないのか。高齢者、車いすの方のためにエスカレーターは必要ではないか。スロープには危険性がある。
 - ↳ エレベーターの更新はするが、増設はしない。エスカレーターは設置しない。
- やしお生涯楽習館の規模は変更するのか。
 - ↳ 今回は大規模改修のため、設備等の更新や修繕を行うが、増築しないため、建物規模の変更はない。
- 東側駐車場は何台か。職員も駐車するのか。子どもたちの学習スペースはどうなるのか。
 - ↳ 現在、東側駐車場には障がい者用1台及びおもいやり駐車場1台があるが、加えて3.5メートル幅のおもいやり駐車場4台分を追加する。通常の幅の駐車スペースは3台分あり、うち2台分は公用車駐車スペースとする。職員は南側の駐車場を使用する。
子どもの学習スペースはこれまでどおり1階の楽習室を継続する。また、2階の市民団体支援コーナーも使用できる。3階は主に大人の方が団体活動の資料作成など作業をするスペースとして考えている。
- なぜ、エスカレーターを設置しないのか。
 - ↳ エスカレーター設置には一定のスペースが必要であるが、楽習館では限られた空間の中でエレベーター等を配置している。
- 工作室、陶芸室の利用状況はどうなのか。
 - ↳ 陶芸で利用しているのは3団体ぐらい、工作で利用しているのは5団体ぐらい（手芸を含む）。セミナー室が空いていないときに学習、会議等で利用されることもある。
- 改修後はセミナー室が2部屋になってしまう。工作室等も利用可能ということだが、利用団体の使用が間に合うのか（十分な数なのか）。
 - 児童館に図書コーナーが設置されるが、現在の図書コーナーはあまり利用されていない。どのように整備するのか。
 - 改修後は施設使用料を改定するのか。

↳ 十分議論したが、市として児童館機能の整備が必要と考えている。セミナー室の代替として近隣ではメセナ等もある。楽習館は幅広い世代が利用できる複合的な施設であり、児童館機能を入れることとした。

児童館の図書コーナーは子ども向けのもので、現在の図書コーナーとは異なる。

使用料については、今後、市民活動推進委員会の意見を伺いながら検討していきたい。その外、市民団体活動室は2部屋になるが、取扱いについても市民活動推進委員会の意見を聴きながら検討していきたい。

- セミナー室数が減るとなると、土曜日に2部屋を使用している市民大学が占有してしまうのではないか。
 - ↳ 今後、市民大学の利用については、市民大学事務局や教育委員会と協議していきたい。
- 児童室1・2・3とあるが、子どもが遊べるキッズスペースのようなものはあるのか。
 - ↳ 児童室1は小さい子ども、2は1より大きい子ども、3は小学生等の利用を予定している。児童館の図書コーナーも子どもたちが遊べるような場所になる。
- 休館について利用団体への告知はいつか。休館中の活動場所はどうなるのか。
 - ↳ やしお生涯楽習館利用者には1年前からお知らせしている。窓口で相談に応じるとともに近隣市町の施設を含めた類似施設の一覧表を作成し配布している。広報12月号には休館について掲載した。2月号には窓口、市民団体活動室について掲載し周知する。改修中は、楽習館事務所をメセナ主催者控室に、メセナ喫茶室には市民団体支援コーナーを置き、団体の打合せもできるようにする。楽習館の印刷機等を移設する。市民活動が停滞しないようにしていく。
- 改修中の休館日はメセナに合わせるのか。
 - ↳ 引越しをする6月までは楽習館で事務を行い、その後はメセナの休館日に合わせる（月曜日休館）。
- 楽習館では65歳以上の利用については使用料の減免があるが、楽習館休館中に代替施設を使用した場合の使用料はどうなるのか。
 - ↳ 使用料の減免は各施設で決められている。楽習館と同様の取扱いは難しい。
- 改修案には、活動されている方々の意見が反映されている。館内照明の改善や3階スペースの活用が図られている。児童館併設により、施設の充実が図られる。より一層、子どもから高齢者までが活動する施設になると思う。

<採決> 全員賛成

(2) 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金について

<事務局説明>

事務局より、資料に基づき説明を行った。

<質疑応答>

- 同じ団体がタイトルや切り口を変えて何度も申請することは、助成金の趣旨に反するのではないかと思っている。
- 年2、3回の実施する演奏会は、芸術、文化事業に該当しても「定期的」となるのか。以前は、継続して実施している事
↳ 恒常的な事象は対象外としている。年1回の開催であっても毎年開催される事業は「定期的」であり、対象外事業となる。
- 過去に1回助成金を受けた団体は対象外となるのか。
↳ 発足後3年以上の団体は助成金交付翌年度の申請はできないとしている。発足後3年未満の団体は翌年度も申請できる。
- 予算が少ないと思う。予算は増えないのか。
↳ 予算については20万円のままになっている。増額については、検討していくたい。
- 「定期的・恒常的」については、要綱の改正はしないのか。
↳ 要綱の改正はしないで、運用で対応していきたい。助成金の案内チラシ、市のホームページ等で周知していきたい。
- 「定期的」「恒常的」について例示があるが、判断が難しい。次年度以降、どのように区分するのか事務局で考えていることがあれば挙げてほしい。運用だと恣意的になる。抽象的なことで分けられている気がする。
↳ 「定期的」なものについては「第〇回」となっている事業等が該当する。「〇年度」となっているものは、過去に実施したことがあるかどうか申請時に事務局で聞き取り、判断したい。
- 解釈や運用を加えることによって、ある程度絞り込むことができる。例示があることによって、それに当てはめることができる。様々な事業があるので、このような表現になるのはやむを得ない。
- 助成金は、これから新たに市民活動を行いたい団体、実施したいが組織力・資金がない団体に対して、一定の基準を設けて市が助成することで市民活動を支援するもの。ある程度軌道に乗って組織力・資金がある団体を助成対象とすると団体をカバーしきれないが、新規事業を実施しようとする場合には対象として団体活動を広げていってほしいと思う。加えて、団体と団体、団体と行政との連携も考慮しながら事業を進めることによって市民活動が広がっていく。それが協働のまちづくりの推進にとって一つのステップになると思う。

- 審査の時に発足間もない団体を優先する、重点的に対象とするなどを審査時に申し合わせれば良いのではないか。
- 市民活動団体は資金的に非常に厳しい。助成金があればその時に一息つける。定期的に実施しているから対象外とされると活動が厳しくなる。対象が漠然としていれば申請しようという気持ちになる。細かく区分されると申請に二の足を踏むようになる。発足後3年以上の団体でも何年かに1回は申請できると団体活動が継続できる。
- 発足後3年以上の団体であっても定期的・恒常的な事業でなければ2年後には申請できる。団体で工夫して事業を実施している。「定期的・恒常的」について、一定の運用・解釈がないと分かりにくいため例示されている。
- 継続的に実施している事業であっても備品購入は申請できるのか。備品の購入は継続的ではない。会場使用料が無料だったが、有料となった場合はどうか。
 - ↳ 備品を購入するための申請はできない。事業に対して助成するもの。経費変更により申請できる・できないではない。また、継続的な事業は対象外。助成金の要綱では対象経費について規定があり備品の購入は対象外となっている。
- 発足後3年以上の団体は翌年度申請が「不可」となっている、新たな事業は助成されるのか。継続して実施してきた活動は対象にならないのか。
 - ↳ 発足後3年以上の団体が継続的に行ってきた事業は対象外だが、新たな事業を実施する場合は2年後に申請できる。
- 社会福祉協議会でも助成金があり、企業や県の助成金等も社会福祉協議会を通じて申請することができる。社会福祉協議会に相談したほうが良い。

<採決> 「定期的又は恒常的に行われているもの」については、運用・解釈により定期的・恒常的は活動・事業を定め、令和8年度から実施する⇒賛成多数
助成の種類及び助成額等については、今後検討する。

4. その他

- 次回の委員会について
5月下旬に開催する予定である。改めて通知する。
- 全国の学びのまちづくりフォーラムについて
福留委員から「全国の学びのまちづくりフォーラム」の情報提供

5. 閉会